

2023年合格目標 TAC公務員講座

憲法

講義ノート(資料集)&問題集

第1～2回【憲法①②】

体験入学用抜粋版

【ご案内】

当教材は、体験入学用の抜粋版で、**憲法の第1～2回講義** 該当範囲の内容を抜粋した
ものとなっております。(目次は講義ノートのものです。)

※問題集は①～②の問題と正解番号を掲載しています。

目次

※Vテキストの項目で、本書に取り扱っていないものもあります。

序章 憲法総論

- ④ 憲法の分類 1

第1章 基本的人権Ⅰ—総論

- ① 基本的人権の原理 3
- ② 基本的人権の主体 3
- ③ 基本的人権の限界 8

第2章 基本的人権Ⅱ—総則的権利

- ① 生命、自由及び幸福追求の権利 13
- ② 法の下での平等① 19
- ③ 法の下での平等② 19

第3章 基本的人権Ⅲ—精神的自由権

- ① 思想・良心の自由 29
- ② 信教の自由① 32
- ③ 信教の自由② 33
- ④ 学問の自由 39
- ⑤ 表現の自由① 40
- ⑥ 表現の自由② 47
- ⑦ 表現の自由③ 52
- ⑧ 表現の自由④ 59

第4章 基本的人権Ⅳ—経済的自由権

- ① 職業選択の自由 66
- ② 居住・移転の自由 71
- ③ 財産権 72

第5章 基本的人権Ⅴ—社会権

- ② 生存権 76
- ③ 教育を受ける権利 81
- ④ 勤労の権利 83

⑤ 労働基本権	84
第6章 基本的人権Ⅵ—受益権・国民の義務	
① 受益権（国務請求権）	88
② 参政権	95
第7章 基本的人権Ⅶ—人身の自由・国民の義務	
① 基本原則	100
② 刑事手続上の権利保障①（捜査段階）	100
③ 刑事手続上の権利保障②（公判段階）	102
④ 刑事手続上の権利保障と行政手続	113
⑤ 国民の義務	116
第8章 統治Ⅰ—統治総論・国会	
② 国会の地位	117
③ 国会の組織	118
④ 国会議員の地位	118
⑤ 国会の活動	120
⑥ 国会の権能①	122
⑦ 国会の権能②	123
⑧ 国会の権能③	126
⑨ 議院の権能	128
第9章 統治Ⅱ—内閣	
① 内閣の組織・議院内閣制	133
② 内閣総理大臣	135
③ 内閣の権能と責任	136
④ 独立行政委員会	140
第10章 統治Ⅲ—裁判所	
① 司法権	142
② 司法権の独立・裁判所①	147
③ 裁判所②	151
④ 違憲審査権	156

第11章 統治Ⅳ—地方自治その他

① 地方自治	160
② 天皇	164
③ 前文・平和主義	168
④ 憲法改正と憲法保障	173
日本国憲法	177
判例索引	187

表記のまとめ

憲法Vテキスト	講義ノート（資料集）
第1章 基本的人権 I—総論 1 基本的人権の原理 1 基本的人権の本質 1 総則的権利 ① 精神的自由権	第1章 基本的人権 I—総論 ① 基本的人権の原理 1 基本的人権の本質 (1) 総則的権利 ① 精神的自由権

Vテキスト該当頁

[判例] 前科照会事件（最判昭56. 4. 14）		72頁
● 1 前科等の経歴を公開されない利益があるか	国般★ 国専★★ 裁★★	
● 2 市区村長が前科等を回答することは公権力の違法な行使にあたるか	国般◇ 国専★ 裁★	

- 国般★★★ 2021年から2012年で3回以上出題
国般★★ 2021年から2012年で2回出題
国般★ 2021年から2012年で1回出題
国般◇ 2011年から2002年で出題

講義進度表

回	項目	講義内容
1	憲法総論 基本的人権Ⅰ 総論	1. 憲法の基本原理 2. 憲法の分類 3. 基本的人権の原理・主体 4. 基本的人権の限界① (公共の福祉・二重の基準)
2	基本的人権Ⅰ 総論 基本的人権Ⅱ 総則的権利	1. 基本的人権の限界② (特別権力関係・私人間効力) 2. 生命、自由及び幸福追求の権利 3. 法の下の平等
3	基本的人権Ⅲ 精神的自由権	1. 思想・良心の自由 2. 信教の自由 3. 学問の自由 4. 表現の自由
4	基本的人権Ⅲ 精神的自由権 基本的人権Ⅳ 経済的自由権	1. 表現の自由 2. 職業選択の自由
5	基本的人権Ⅳ 経済的自由権 基本的人権Ⅴ 社会権	1. 財産権 2. 生存権 3. 教育を受ける権利 4. 労働基本権
6	基本的人権Ⅵ 受益権・参政権 基本的人権Ⅶ 人身の自由・国民の義務	1. 受益権 2. 参政権 3. 人身の自由 4. 国民の義務
基本演習 憲法① 出題範囲：第1回～6回 出題数：20問		
7	統治Ⅰ 統治総論・国会	1. 統治総論 2. 国会の地位・組織・国会議員の活動 3. 国会の権能
8	統治Ⅰ 統治総論・国会 統治Ⅱ 内閣 統治Ⅲ 裁判所	1. 議院の権能 2. 内閣 3. 司法権
9	統治Ⅲ 裁判所 統治Ⅳ 地方自治・その他	1. 司法権 2. 司法権の独立 3. 裁判所 4. 違憲審査権 5. 地方自治 6. 天皇・前文・平和主義・憲法保障
基本演習 憲法② 出題範囲：第7回～9回 出題数：20問		

『講義進度表』は各講義回で触れる内容を示しております。

※当講義進度表は、TAC直営校及びTAC通信講座受講生のものになります。大学学内講座等ではカリキュラムが異なる場合がございますので予めご了承ください。

序章 憲法総論

④ 憲法の分類 発展

① 憲法の意味による分類

憲法という言葉は多義的に使われるため、その意味に注意しなければならない。

(1) 形式的意味の憲法

形式的意味の憲法とは、**憲法**という名前でよばれている**成文の法典（憲法典）**を意味する。これは単に形式面に着目した名前であるから、その内容が人権保障のためにあるか否かはいっさい関係ない。

(2) 実質的意味の憲法

実質的意味の憲法とは、成文の法典（憲法典）の形をとるか否かにかかわらず、**ある特定の内容を持った法のことをいい、国家の組織や作用に関する基本的な規範をいう**。このなかにもさらに2つの種類がある。

① 固有の意味の憲法

国家のあるところには、国を治めるために必ず統治の仕組みがある。**国家統治の基本を定めた法**が固有の意味の憲法である。固有の意味の憲法は、その内容が人権保障をうたったものか否かは関係ない。

② 立憲的意味の憲法

立憲的意味の憲法とは、**自由主義に基づいて定められた国家統治の基本を定めた法をいう**。「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法をもつものではない」と規定する1789年のフランス人権宣言はこの趣旨を表している。

② 憲法の形式による分類

(1) 成文憲法

憲法典として文章化されている（成文化されている）ものをいう。日本国憲法を含め、多くの国の憲法は成文憲法である。

(2) 不文憲法

憲法典として成文化されていないものをいう。イギリスの憲法は不文憲法である。

③ 憲法の性質による分類

(1) 硬性憲法

憲法を改正する手続きが、**通常法律よりも厳格である憲法をいう**。日本国憲法を含め、多くの国の憲法は硬性憲法である。

(2) 軟性憲法

憲法を改正する手続きが、**通常法律と同様である憲法をいう**。

④ 憲法の制定権力による分類

(1) 欽定憲法

君主主権の国で、**君主が制定権力**となって制定された憲法をいう。明治憲法は欽定憲法である。

(2) 民定憲法

国民主権原理に基づき、**国民が制定権力**となって制定された憲法をいう。日本国憲法は民定憲法である。

第1章 基本的人権 I 総論

① 基本的人権の原理

③ 分類の相対性 発展

人権の分類を絶対的なものと考えすることはできない。例えば、知る権利は、表現の自由（21条）に含まれると解されているから、自由権に分類されるが、社会権・国務請求権としての性格も有している。

知る権利 (自由権)	自由権的側面	情報の受領を妨害されない権利
	社会権的側面	情報の公開を請求する権利

また、生存権（25条）は社会権に分類されるが、自由権としての性格も有している。

生存権 (社会権)	自由権的側面	健康で文化的な最低限度の生活を営む自由を侵害されない権利
	社会権的側面	健康で文化的な最低限度の生活を営むために、国家に対して積極的な配慮・作為を請求する権利

② 基本的人権の主体 国般★★★★ 国専★★★★ 裁★★ 区★★ 地上★★★

② 未成年者 発展 国専（財務）★★ 裁★

未成年者も国民であるから、人権の主体となる。

問題点 未成年者に対して成年者と異なる人権制約は認められるか。

結論 未成年者の健全な成長をはかるための、必要最小限度の制約は許される。

（例）選挙権の制限（15条3項）、婚姻の自由の制限（民法731条）等。④

理由 成熟した人間である成年者と異なり、未成年者は心身ともに未成熟であるから、未成年者の心身が健全に発達できるように保護する必要がある（限定されたパターンリスチックな制約）。

語句 パターンリズムとは、子の利益のために、親が子の行動に干渉して面倒を見るような方法で、国が私人の行動に干渉することをいう。このような国の干渉を限定的に捉える考え方（人格的自律が永続的に回復不能となる場合のみ干渉が認められるとする）を限定されたパターンリスチックな制約という。

成年者の人権制約	・ 内在的制約＋政策的制約
未成年者の人権制約	・ 内在的制約＋政策的制約 ・ 限定されたパターンリスチックな制約

④ 未成年者も日本国民である以上、当然に人権享有主体であると認められる。民法など未成年者に対して一定の制限規定を置いている法律もあるが、憲法上、未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない。
× (財2015)「憲法上、未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない」が誤り。

③ 天皇・皇族 **発展** 国専(財務)★★

天皇・皇族も国民であり、人権の主体となる(通説)。

問題点 天皇・皇族に対して一般国民と異なる人権制約は認められるか。

結論 日本国の象徴たる地位や皇位の世襲制からくる、一般国民と異なった制約は認められる。⑥

(例) 選挙権・被選挙権がない、国籍離脱の自由(22条2項)がない、婚姻の自由の制限(皇室典範10条)、財産権の制限(8条、皇室経済法)等。

理由 憲法が、天皇は日本国の象徴たる地位であること(1条)、国政に関する権能を有しないこと(4条)、皇位の世襲制(2条)、を規定している。

⑥ 天皇や皇族も、日本国籍を有する日本国民であり、一般国民と同様の権利が保障されるため、選挙権及び被選挙権が認められている。
× (財2020)「一般国民と同様の権利が保障されるため、選挙権及び被選挙権が認められている」が誤り。

④ 外国人 国般★★★★ 国専★★★★ 裁★★ 区★★ 地上★★

問題点② 外国人も日本国民と同様に人権が保障されるのか。

結論 権利の性質上、日本国民のみを対象としているものを除き、外国人にも人権が保障されると解されている(性質説、判例・通説)。

理由 外国人も人権の主体となるとする趣旨(天賦人権思想、国際協調主義)からすれば、個別の人権ごとにその性質上適用が可能なものは保障を及ぼすべきである。

解説 **発展** 性質説に対して、憲法が「何人も」との文言を用いている規定は外国人にも保障が及び、「国民は」との文言を用いている規定は日本国民のみに保障されるとする見解を文言説という。⑦

⑦ 判例、通説に照らすと、人権の前国家的性格や憲法の国際協調主義の観点から、外国人は憲法の保障する人権の享有主体となり得るが、憲法の規定上「何人も」と表現される条項のみ外国人に保障される。
× (区2017改題)「憲法の規定上「何人も」と表現される条項のみ外国人に保障される」が誤り。

(1) 参政権

[判例] 定住外国人と地方自治体選挙の選挙権(最判平7.2.28)

23頁

● 1 公務員を選定罷免する権利 (15条 1 項) は在留外国人にも保障されるのか	国般★ 国専★ 裁◇
● 2 憲法93条 2 項により地方公共団体の選挙権は在留外国人にも保障されるのか	国般★ 裁★
● 3 永住外国人等に法律で地方公共団体の選挙権を認めることは憲法上許されるのか	国般★ 国専◇ 裁★

[判例] 管理職選考受験資格確認等請求事件 (最大判平17. 1. 26)		24頁
● 1 憲法は外国人が公権力行使等地方公務員に就任することを想定しているのか	国般★	
● 2 管理職に昇任するための資格要件として日本国籍を有することを定めた措置は憲法に違反しないか	国般◇ 裁◇ 区★	

(2) 社会権

[判例] 塩見訴訟 (最判平1. 3. 2)		26頁
● 社会保障制度における在留外国人の処遇は立法府の裁量の範囲に属する事項なのか	国般★ 国専◇ 裁★	

[判例] 生活保護法に基づく保護受給権 (最判平26. 7. 18)		27頁
● 1 外国人は生活保護法の適用対象となるか	区★	
● 2 厚生省 (当時) が各都道府県知事に発出した通知 (以下, 「本件通知」という) を根拠として, 外国人は生活保護法の適用対象となるか	区★	

(3) 自由権

[判例] 森川キャサリーン事件 (最判平4. 11. 16)		28頁
● 外国人に外国へ一時旅行する自由 (再入国の自由) は保障されるか	国般◇ 国専★★ 裁★	

[判例] マククリーン事件 (最大判昭53. 10. 4)		29頁
● 1 外国人に入国の自由, 在留の権利は保障されるか		
● 2 外国人に政治活動の自由は保障されるか	国般★ 国専★ 裁★★	
● 3 在留期間の更新の際に憲法の保障を受ける行為が消極的な事情としてしんしゃくされるか	国般★ 国専★ 裁◇	

(4) その他の人権

裁判を受ける権利も、権利の性質上外国人にもその保障が及ぶと解されている。**発展** 裁判所では日本語を用いることになっているが(裁判所法74条)、被告人が外国人である刑事裁判では、被告人の人権を保障するために通訳人が選任される。①

① 裁判を受ける権利については、その性質上外国人にもその保障が及ぶと一般に解されており、裁判所法は、被告人が外国人である刑事裁判においては、裁判所は、検察官の同意を得た上で、日本語以外の言語を用いて裁判を行うことを決定することができる旨規定している。

×(国般2018)「検察官の同意を得た上で、日本語以外の言語を用いて裁判を行うことを決定することができる旨規定している」が誤り。

[判例] 指紋押捺義務を内容とする外国人登録制(最判平7. 12. 15)		31頁
● 1 みだりに指紋の押捺を強制されない自由は憲法上保障されるか	国般◇ 国専◇ 裁◇	
● 2 みだりに指紋の押捺を強制されない自由は外国人にも保障されるか	国般◇ 国専◇ 裁★	
● 3 指紋押捺制度は憲法13条に違反するか	国般◇ 国専◇ 裁★	
● 4 指紋押捺制度は憲法14条に違反するか	国専◇	

⑤ 法人

[判例] 八幡製鉄政治献金事件(最大判昭45. 6. 24)		33頁
● 1 会社には政治資金の寄付をする自由が保障されるか	国般★★ 国専★★★	
● 2 会社による政治資金の寄付は国民と別異に扱うべきか	国般★★ 国専★★★	

[判例] 南九州税理士会事件(最判平8. 3. 19)		35頁
● 1 政治団体への政治資金の寄付は税理士会の目的の範囲内の行為か	国般★ 国専◇ 区★★	
● 2 税理士会に対する会員の協力義務には限界があるか	国般★ 国専◇ 裁★ 区★★	
● 3 政治団体への寄付に関する事柄への協力を会員に義務づけることは許されるか	国般★ 国専◇ 裁★ 区★★	

〈事案〉

群馬司法書士会は、阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に復興支援拠出金（本件拠出金）を寄付することとし、そのための①負担金（本件負担金）を会員から徴収する旨を決議した。これに対し、同会の会員が、本件拠出金の寄付は同会の目的の範囲外の行為であるから決議は無効であるとして、②負担金支払義務の不存在を求めて出訴した。

②負担金支払義務不存在

司法書士

▶ 群馬司法書士会

①負担金の徴収決議

〈判旨〉

●㊦ 決議に反対する会員に対しても決議の効力が及ぶのか 裁★

⇒決議の効力が及ぶ（決議は有効）。

理由 本件負担金の徴収は、会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではなく、その負担額も社会通念上過大な負担を課するものではない。

結論 司法書士会が強制加入団体であることを考慮しても、それに対する会員の協力義務を否定すべきものとはいえないから、本件負担金を徴収する旨の決議の効力は反対する会員にも及ぶ（決議は有効）。

㊦

解説 本判決は、本件拠出金の寄付が司法書士会の権利能力の範囲内であるとしている。強制加入団体における紛争という点で、本判決と南九州税理士会事件は共通するが、南九州税理士会事件は政治資金の寄付であったのに対して、本判決は公的機能の回復に資することを目的とする趣旨の寄付であり、寄付金の内容が異なる。

解説 拠出金の内容については、被災した司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補てん又は見舞金という趣旨のものではなく、被災者の相談活動等を行う同司法書士会ないしこれに従事する司法書士への経済的支援を通じて司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復に資することを目的とする趣旨のものであったとしている。

㊦ 強制加入団体である司法書士会が行った、大震災で被災した他県の司法書士会へ復興支援拠出金の寄付をすることとし、そのための特別負担金を徴収する旨の総会決議は、無効である。

×（裁2020）「無効である」が誤り。

【法人に関する判例】

	八幡製鉄政治献金事件	南九州税理士会事件	群馬司法書士会事件 発展
種別	営利法人	公益法人	公益法人
加入方法	任意	強制	強制
問題となった行為	政治資金の寄付	政治資金の寄付	公的機能の回復のための寄付
効力	有効	無効	有効

③ 基本的人権の限界 国般★★ 国専★★ 裁★★ 地上★★

① 公共の福祉

(1) 公共の福祉の意味 **発展** 国専★ 裁★★

問題点 憲法の各条項の「公共の福祉」は、各人権に対していかなる意味を持つか。一元的外在制約説、内在・外在二元的制約説、一元的内在制約説（通説）が対立している。

《A説》 一元的外在制約説（初期の通説）

憲法12条及び13条の「公共の福祉」は、**基本的人権の外**にあって、**すべての人権を制約すること**のできる一般的な原理である。④

批判 「公共の福祉」を最高概念として捉えているので、法律による人権制限が容易に肯定され、結局、明治憲法における「**法律の留保**」のついた人権保障と同じことになってしまう。

《B説》 内在・外在二元的制約説

「公共の福祉」による制約が認められる基本的人権は、その旨が**明文で定められている憲法22条及び29条に限られる**。憲法22条及び29条以外の人権の制約は、人権に性質上当然に伴うべき**内在的制約**による。⑤

批判 ① 13条を訓示規定（法的効力のない規定）と解すると、**新しい人権**（既存の人権規定では保障できない新たな権利・自由）の**根拠規定と解することが困難**になる。

② 「公共の福祉」という概念を、国家の政策的考慮に基づき公益のために外から加える制約という意味に限定して考えることは、自由権と社会権が相対化している現代において妥当かは疑問である。

《C説》 一元的内在制約説（現在の通説）

「公共の福祉」は、人権相互の矛盾・衝突を調整する実質的公平の原理で、**全ての基本的人権に内在し**、自由権を各人に公平に保障するための制約を根拠づける場合には**必要最小限度の制約のみを認め**（自由国家的公共の福祉）、社会権を実質的に保障するために自由権の制約を根拠づける場合には**必要な限度の制約を認める**（社会国家的公共の福祉）。⑥

批判 「必要最小限度」ないし「必要な限度」の制約とはいかなるものなのかが不明確で、人権を制約する立法の合憲性を判定する基準としては抽象的にすぎる。

	A説 一元的外在制約説	B説 内在・外在二元的制約説	C説 一元的内在制約説
内容	12条及び13条の「公共の福祉」は、基本的人権の外にあって、 すべて の人権を制約する。	「公共の福祉」による制約が認められるのは、 憲法22条及び29条 に限られる。	「公共の福祉」は、実質的公平の原理で、 全ての人権に必然的に内在する 。
12条、13条の位置づけ	人権制約の根拠となる。	訓示規定にすぎない	人権制約の根拠となる。
22条、29条の位置づけ	法的意味はない。	人権制約の根拠となる。	人権制約の根拠となる。

④ 憲法に規定されている「公共の福祉」の意味について、「公共の福祉」は、人権の外にあり、人権を制約することのできる一般的な原理であると解する説に立つと、「公共の福祉」による制約が許されるのは、条文中に「公共の福祉」による制約を受けることが明記されている経済的自由権と社会権に限られることになる。

×（税2019）「条文中に『公共の福祉』による制約を受けることが明記されている経済的自由権と社会権に限られることになる」が誤り。

⑤ 「公共の福祉」による制約が認められる基本的人権は、その旨が明文で定められている憲法22条及び29条に限られるとの立場によると、憲法22条及び29条以外の基本的人権の制約は許されないとする。

×（裁2015改題）「憲法22条及び29条以外の基本的人権の制約は許されないとする」が誤り。

⑥ 公共の福祉は、人権相互の矛盾や衝突を調整するための実質的公平の原理であるとの立場は、公共の福祉の内容を、自由権を各人に保障するために必要最小限度の規制のみを認める自由国家的公共の福祉と、社会権の実質的な保障のために自由権を規制する社会国家的公共の福祉とに区別する。

○（裁2011改題）

② 特別な法律関係における人権の限界

(2) 公務員の人権制約 発展 国般◇

公務員は、一般国民と異なり、公権力と特別な法律関係の下にあり、特に政治的行為の自由と労働基本権が広汎に制約されている。

問題点 公務員の人権の制約根拠は何か。職務性質説と全体の奉仕者説と憲法秩序構成要素説が対立している。

《A説》 職務性質説

公務員の政治活動に対する制約が認められるか否かは、専らその担任する職務の性質によって決まることであり、公務員が憲法上の「全体の奉仕者」であるという位置付けとは直接の関連はない。⑦

《B説》 全体の奉仕者説

公務員の政治活動の自由の制限の根拠は憲法第15条第2項の規定に求めなければならないが、「全体の奉仕者」という一般的根拠を挙げるだけでは個々の制限を正当化することはできず、公務員の職務上の地位やその職務内容、行為の具体的態様を個別的に検討し、その行為によってもたらされる弊害を除去するための必要最小限度の制限が許される。⑧

《C説》 憲法秩序構成要素説

人権の制限は、憲法で積極的に規定されているか、少なくとも前提とされている場合に限り可能であるということが原則である。公務員の人権制限の根拠については、憲法において公務員関係という特別の法関係の存在とその自律性を憲法的秩序の構成要素として認められていることが必要である。⑥

⑤ 公務員の政治活動の自由の制限の根拠に関して、公務員の政治活動に対する制約が認められるか否かは、専らその担任する職務の性質によって決まることであり、公務員が憲法上の「全体の奉仕者」であるという位置付けとは直接の関連はないとの立場は、公務員の政治活動の自由の制限には憲法上の明文の根拠が必要であることを前提としている。

×（国般2001改題）「公務員の政治活動の自由の制限には憲法上の明文の根拠が必要であることを前提としている」が誤り。

⑥ 公務員の政治活動の自由の制限の根拠に関して、公務員の政治活動の自由の制限の根拠は憲法第15条第2項の規定に求めなければならないが、「全体の奉仕者」という一般的根拠を挙げるだけでは個々の制限を正当化することはできず、公務員の職務上の地位やその職務内容、行為の具体的態様を個別的に検討し、その行為によってもたらされる弊害を除去するための必要最小限度の制限が許されとの立場は、基本的には、公務員の政治活動の自由を制限する一般的根拠を憲法第15条第2項に求めるものであり、結果的に、公務員の政治活動の自由を無条件に制限し得ることとなる。

×（国般2001改題）「結果的に、公務員の政治活動の自由を無条件に制限し得ることとなる」が誤り。

⑦ 公務員の政治活動の自由の制限の根拠に関して、人権の制限は、憲法で積極的に規定されているか、少なくとも前提とされている場合に限り可能であるということが原則であり、およそ公務員の人権制限の根拠については、憲法において公務員関係という特別の法関係の存在とその自律性を憲法的秩序の構成要素として認められていることが必要であるとの立場は、公務員の人権の尊重について考慮しているものであって、行政の中立性の確保や行政の継続性・安定性の維持については考慮しているものではない。

×（国般2001改題）「行政の中立性の確保や行政の継続性・安定性の維持については考慮しているものではない」が誤り。

(3) 被収容者の人権制約

[判例] 喫煙の禁止（最大判昭45. 9. 16）		47頁
● 1 未決拘禁者の人権制約は、どのような目的で、どの程度許容されるのか	国般★ 国専★	
● 2 喫煙の自由は憲法13条で保障されるのか	国般◇ 国専★	
● 3 被拘禁者に対する喫煙の禁止が憲法13条に違反するのか	国般★ 国専★	

[判例] よど号ハイジャック新聞記事抹消事件（最大判昭58. 6. 22）		48頁
● 1 未決拘禁者は身体的行動の自由以外の自由を制約されるのか		
● 2 閲読の自由は憲法上保障されるか	国専★★★	
● 3 閲読の自由に対する制限の違憲審査基準	国専★★★	

③ 私人間における人権保障と限界

(1) 総論 国専★ 裁★

② 間接適用説と直接適用される条文 発展

間接適用説に立っても、以下の規定は、私人間に直接適用されることが明文であるいは解釈によって予定されているものである。

- ① 投票の秘密（15条4項）
- ② 奴隸的拘束および苦役からの自由（18条）
- ③ 児童の酷使の禁止（27条3項）
- ④ 労働基本権（28条）

※投票の秘密は参政権においてのように、個々の条文は、それぞれの分野の中で出題されている。

(2) 私人間効力に関連する最高裁判例（各論）

[判例] 三菱樹脂事件（最大判昭48. 12. 12）		52頁
● 1 私人間において憲法の人権規定の直接（ないし類推）適用はあるか	国般◇ 国専◇ 裁★	
● 2 私人間において私的自治と人権保障（自由や平等の利益）はどのように調整するのか		
● 3 会社が労働者の思想、信条を理由に雇入れを拒否することは違法か	国般◇ 国専★ 裁◇	
● 4 会社が労働者の採用に当たり思想、信条を調査することは違法か	国般◇ 国専◇ 裁◇	

[判例] 日産自動車事件（最判昭56. 3. 24）		54頁
● Y会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は有効か	国般★ 国専★ 裁★	

[判例] 昭和女子大事件（最判昭49. 7. 19）		55頁
● 1 私立大学も学生を規律する包括的権能を有するか	国専★	
● 2 Y大学の定めた生活要録（学則）は有効か	国専★	

④ 国の行為と私人間効力

[判例] 百里基地訴訟（最判平1. 6. 20）		56頁
● 1 憲法98条1項の「国務に関するその他の行為」とは何か	国般★	
● 2 本件売買契約は憲法98条1項の「国務に関するその他の行為」に該当するか	国般★	
● 3 本件売買契約に憲法9条が直接適用され、同条に反し無効となるか	区◇	

第2章 基本的人権Ⅱ 総則的権利

① 生命、自由及び幸福追求の権利 国般★★★ 国専★★★ 裁★★★ 区★ 地上★★★

② 憲法13条後段の法的性質 国般★ 国専★★★

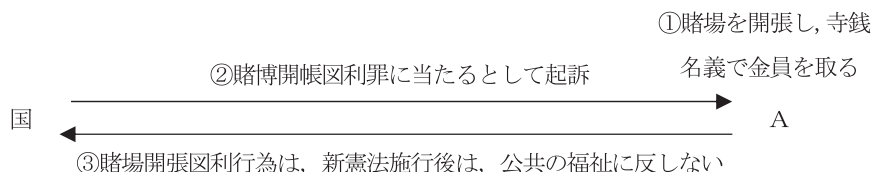
③ 幸福追求権の保障の意味 国専★

〔判例〕賭博開帳図利罪事件（最大判昭25.11.22） **発展**

71頁

〈事案〉

①Aは賭場を開張し、金銭を賭し花札を使用して賭博をさせ、寺銭名義で金員を取って利を図った。②そこで、賭博開帳図利罪に当たるとして起訴され有罪判決を受けたが、③賭場開帳図利行為は、新憲法施行後は、公共の福祉に反しない娯楽の自由の範囲に属すると主張した。



〈判旨〉

●① 賭博行為は公共の福祉に反する行為か 国専◇

⇒公共の福祉に反する。

理由 賭博行為は、一面互いに自己の財物を自己の好むところに投ずるだけであって、他人の財産権をその意に反して侵害するものではなく、従つて、一見各人に任された自由行為に属し罪悪と称するに足りないようにも見えるが、④

国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風（憲法27条1項参照）を害するばかりでなく、暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある。④

結論 わが国においては単なる賭博も犯罪とし、その他常習賭博、賭場開張等又は富くじに関する行為を罰する所以であって、これらの行為は公益に関する犯罪中の風俗を害する罪であり（旧刑法第二篇第六章参照）、新憲法にいわゆる公共の福祉に反するものといわなければならない。④

④ 賭博行為は、互いに自己の財物を自己の好むところに投じるだけであって、各人に任された自由行為に属するものであり、また、副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれはないので、公共の福祉に反するということはない。

×（税2004）全体が誤り。

④ 幸福追求権によって保障される人権

(1) プライバシーの権利 裁◇

意義 従来は、自己の私生活をみだりに公開されない権利として理解されていた（東京地判昭39.9.28,「宴のあと」事件）。㊸

現在では、自己に関する情報を自らコントロールする権利とされている（通説：情報プライバシー権）。㊸

理由 今日の情報化社会の下では、行政機関等によって収集・保管されている個人に関する情報を当該個人が自らコントロールすることこそが必要であるから、自由権的側面だけでなく、自己の情報の保護について積極的に公権力に対して請求していく社会権的側面も重要になってきている。

解説 プライバシー権を明確に定義づけた最高裁判所判例はない。もっとも、近年は、プライバシー侵害という表現を用いている。㊸

語句 自由権的側面とは、人権の自由権としての性格についてのことである。すなわち、自由権の性格は不作為請求権（～しないことを求める権利）であることから、当該人権の不作為請求権としての性格を意味する。

社会権的側面とは、人権の社会権としての性格についてのことである。すなわち、社会権の性格は作為請求権（～することを求める権利）であることから、当該人権の作為請求権としての性格を意味する。

㊸ プライバシー権について、最高裁判所は、かつては「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義していたが、情報化社会の進展により「自己の情報をコントロールする権利」と定義するにいたった。

×（裁2007）全体が誤り。

[判例] 前科照会事件（最判昭56.4.14）		72頁
● 1 前科等の経歴を公開されない利益があるか	国般★ 国専★★ 裁★★	
● 2 市区町村が前科等を回答することは公権力の違法な行使にあたるか	国般◇ 国専★ 裁★	

[判例] ノンフィクション「逆転」事件（最判平6.2.8）		74頁
● 1 元服役囚は前科等にかかわる事実について、どのような利益を有するか	国専◇	
● 2 いかなる場合に前科等の公表により被った精神的苦痛の賠償を求めることができるか	国般◇	

[判例] 早稲田大学名簿無断提出事件（最判平15.9.12）		75頁
● 1 名簿に記載した学生らの個人情報とは法的保護の対象か	国般★ 国専★ 裁★	
● 2 大学の行為は不法行為を構成するか	国般◇ 裁★	

[判例] 指紋押捺事件（最判平7.12.15）	国般◇ 国専◇ 裁★	76頁
第1章②④外国人参照。		

[判例] 石に泳ぐ魚事件（最判平14.9.24） 裁★ 76頁
第3章⑥③表現の自由②参照

【判例】 住基ネット訴訟（最判平20.3.6）		76頁
●1 個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由は憲法上保障されるか	国般◇ 裁★	
●2 住基ネットがXらの個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものであるか	国般◇ 裁★	

(2) 肖像権

【判例】 京都府学連デモ事件（最大判昭44. 12. 24）		78頁
● 1 個人が容ぼう等を撮影されない自由は保障されるか	国般◇ 国専★★★ 裁★★★	
● 2 犯罪捜査のためであれば、令状がなく、対象者の承諾なしに、個人の容ぼう等の撮影が許されるのか	国般◇ 国専★★★ 裁★★★	

【判例】 オービス撮影事件（最判昭61. 2. 14）	発展	77頁
（事案）		
自動車の制限速度違反を取り締まるための自動速度監視装置（いわゆるオービス）によって①速度違反をした車両の②運転者及び同乗者の容ぼうの写真撮影が行われたことから、③その合憲性が争われた。 ②オービスによる写真撮影 ①スピード違反 警察 ← 運転者・同乗者 ③写真撮影は肖像権の侵害だ		
（判旨）		
●◎ オービスによる写真撮影は憲法13条等に反するか、同乗者の容ぼうを撮影することになっても同様か 国般★		
⇒違反しない（合憲）。		
理由	速度違反車両の自動撮影を行う本件自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである。◎	
結論	本件自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、憲法13条に違反せず、また、写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容ぼうを撮影することになっても、憲法13条、21条に違反しない。◎	

×（国般2009）「同乗者の容ぼうを撮影することとなり、その方法が一般的に許容される限度を超えるものであるから、憲法第13条に違反する」が誤り。

[判例] ピンクレディー事件（最判平24.2.2）		79頁
● 顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）は 何に由来するものか	国般★ 国専★	

(3) 自己決定権

[判例] エホバの証人輸血拒否事件（最判平12. 2. 29）		80頁
● 1 患者の輸血を望まない意思決定は法的保護に値するか	国般★ 国専★ 裁◇	
● 2 輸血以外に救命手段がない場合は輸血する方針を説明せずに手術を行い、輸血したB医師は損害賠償責任を負うか	国専★	

(4) 環境権 国般★ 裁★

[判例] 厚木基地事件（最判平5. 2. 25）
発展
81頁

〈事案〉

①自衛隊機の飛行行為等によって厚木基地周辺住民らが健康破壊，生活妨害，睡眠妨害を受けたとして，
 ②環境権，人格権に基づき，国に対して自衛隊機の飛行の禁止等の不作为（差止め）を求める民事訴訟を，
 そして，③過去及び将来の損害賠償請求訴訟を提起した。③の過去の損害賠償請求については差戻しをし，
 将来の損害賠償請求については認めなかった。①

①自衛隊機の飛行行為により騒音公害
 自衛隊

→

周辺住民

②飛行の差止め請求
 ←

③過去及び将来の損害賠償請求

〈判旨〉

●④ 自衛隊機の飛行の禁止等を求める民事上の差止請求は適法か 国専◇
 ⇒民事上の差止め請求は不適法である。

理由 自衛隊機の飛行の禁止等を求める民事上の差止請求は、必然的に防衛庁長官にゆだねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含することになる。

結論 行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求をすることができるかはともかくとして、民事上の差止請求は不適法というべきである。①

解説 周辺住民は、民事上の差止請求の根拠として人格権や環境権を主張したが、本判決は、人格権や環境権に言及することなく、民事上の差止請求を不適法と判断している。②

① 自衛隊機による米軍飛行場の使用に伴い生じた騒音等の公害が違法かどうかは、被侵害利益や侵害行為の持つ公共性等の内容と程度を比較検討して判断すべきであり、侵害の程度が著しい場合には、人格権・環境権に基づく自衛隊機の離着陸等の民事上の差止請求が認められる余地があるほか、過去及び将来の損害賠償請求も認められる。

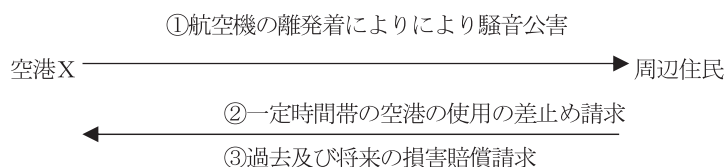
×（税2003）「人格権・環境権に基づく自衛隊機の離着陸等の民事上の差止請求が認められる余地があるほか」、「及び将来の」が誤り。

【判例】 大阪空港公害訴訟（最大判昭56. 12. 16） **発展**

81頁

〈事案〉

①航空機の離発着によりにより騒音被害を受けた国営の空港X（大阪国際空港）の周辺住民が、運輸大臣（当時）に対して、人格権又は環境権に基づいて、②一定の時間帯につき空港Xの供用の差止めと③過去及び将来の損害賠償請求を求めた民事訴訟である。③の過去の損害賠償請求については認め、将来の損害賠償請求については認めなかった。



〈判旨〉

●⑤ 空港の供用差止めの訴えは民事訴訟として適法か 国専◇

⇒民事訴訟としては不適法である。

理由 空港Xの離着陸のためにする供用は運輸大臣の有する空港管理権と航空行政権という二種の権限の、総合的判断に基づいた不可分一体的な行使の結果であるとみるべきであるから、周辺住民による空港Xの供用の差止請求は、事理の当然として、不可避免地に航空行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含することとなるものといわなければならない。

結論 空港Xの周辺住民らの訴えのうち、いわゆる狭義の民事訴訟の手続により一定の時間帯につき空港Xを航空機の離着陸に使用させることの差止めを求める請求にかかる部分は、不適法というべきである。⑥

解説 現在の大阪空港は民営化されており国営空港ではない。また、周辺住民は、民事訴訟の手続による差止請求の根拠として人格権や環境権を主張したが、本判決は、人格権や環境権に基づく差止請求ができるか否かに言及することなく、差止請求を不適法と判断している。⑤

⑤ 航空機の離着陸の騒音により身体的・精神的被害を受けている空港周辺住民は、空港の管理者である国に対して、いわゆる環境権に基づき、一定の時間帯について、当該空港を航空機の離着陸に使用させることの差止めを求める民事訴訟を提起することができる。

× (税2009)「いわゆる環境権に基づき、一定の時間帯について、当該空港を航空機の離着陸に使用させることの差止めを求める民事訴訟を提起することができる」が誤り。

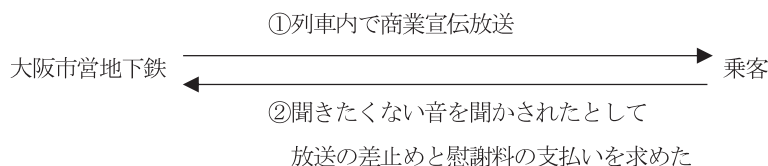
(6) その他の新しい人権

【判例】 とらわれの聞き手事件 (最判昭63. 12. 20) **発展**

81頁

〈事案〉

大阪市営地下鉄の列車内における商業宣伝放送は、業務放送の後に「次は〇〇(商業施設名)前です」などの企業への降車駅案内を兼ねていたが、一般乗客が、聞きたくない音を聞かされることは苦痛であるとして大阪市に対し、民法上の損害賠償請求をしたものである。



〈判旨〉

●⑤ 列車内における本件商業宣伝放送は違憲・違法か 国般★

⇒本件商業宣伝放送は、適法である。

結論 原審が適法に確定した事実関係のもとにおいて、大阪市の運行する大阪市営地下鉄の列車内における本件商業宣伝放送を違法ということはできず、大阪市が不法行為及び債務不履行の各責任を負わなといった原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。また、違法のあることを前提とする違憲の主張も、失当である。⑥

解説 判例は、「聞きたくない音を聞かない自由」に言及してしない。言及しているのは、伊藤正巳裁判官の補足意見である。もっとも、補足意見でも「聞きたくない音を聞かない自由」が精神的自由権の一つとして憲法上優越的地位を有するというのは適当ではないとしており、厳格な基準によって合憲性を判断すべきとは述べていない。⑥

⑥ 聞きたくない音を聞かない自由は、人格的利益として現代社会において重要なものであり、憲法第13条により保障され、かつ、精神的自由権の一つとして憲法上優越的地位を有するものであるから、商業宣伝放送を行うという経済的自由権によって当該自由が制約されている場合は、厳格な基準によってその合憲性を判断しなければならない。

×（国般2020）「憲法第13条により保障され、かつ、精神的自由権の一つとして憲法上優越的地位を有するものであるから」、「厳格な基準によってその合憲性を判断しなければならない」が誤り。

[判例] 船橋市西図書館事件（最判平17. 7. 14）		82頁
● 1 公立図書館の図書館職員による不公正な図書の廃棄はどのような利益を侵害するか	国般★★ 国専★ 裁★ 区★	
● 2 著作者が著作物によって思想、意見等を公衆に伝達する利益は法的保護に値するか	国般★★★★ 国専◇ 裁★ 区★	
● 3 図書館職員が、独断的な評価や個人の好みによって図書を廃棄することは、国家賠償法上違法となるのか	国般★★ 国専★ 裁★	

② 法の下の平等① 国般★★ 国専★ 裁★★ 区◇ 地上★★

③ 法の下の平等② 国般★★★★ 国専★★★★ 裁★★★★ 区★★★★ 地上★★

② 身分・家族関係に関する最高裁判例

[判例] 尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭48. 4. 4）		94頁
● 1 旧刑法200条の立法目的には合理性があるか	国般◇ 国専★★★★ 裁★★ 区★	
● 2 刑を加重する規定が立法目的達成の手段として合理性があるか	国般◇ 国専★★ 裁★ 区★	
● 3 旧刑法200条の立法目的達成の手段には合理性があるか	国般◇ 国専★★★★ 裁★★ 区★	

〈事案〉

①父子で飲酒をしているうら、けんかとなり、②息子が父をナイフで刺したところ、父が死亡してしまったため尊属傷害致死罪に問われた。当時の傷害致死罪の法定刑は2年以上の有期徒刑であったのに対し、尊属傷害致死罪は無期又は3年以上の懲役であった。

①飲酒をしているうちにけんかとなった

息子 ←————→ 父

②ナイフで刺され、死亡した

〈判旨〉

●④ 旧刑法205条2項の尊属傷害致死罪の立法目的達成の手段には合理性があるか 裁★

⇒合理性がある（合憲）。

理由 普通傷害致死罪につき定められている 2 年以上の有期懲役の法定刑と比較しても、最高刑として無期懲役刑が加えられていることと有期懲役刑の下限が 3 年であって 1 年重い点に差異が存するにとどまり、その加重程度は尊属殺人罪（法定刑は死刑又は無期懲役）と普通殺人罪（法定刑は死刑又は無期若しくは 3 年以上の懲役）との間における差異のような著しいものではない。

結論 してみると、尊属傷害致死罪の法定刑は、前記の立法目的達成のため必要な限度を逸脱しているとは考えられないから、尊属傷害致死に関する刑法205条2項の定める法定刑は、合理的根拠に基づく差別的取扱いの域を出ないものであって、憲法14条1項に違反するものとはいえない。④

解説 本判決は、①刑法205条2項の立法目的についてと、②刑を加重する規定自体の合憲性については、尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭48.4.4）の判旨を引用し、同様の結論としている。

④ 尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義であり、このような普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するから、尊属に対する傷害致死を通常の傷害致死よりも重く処罰する規定を設けたとしても、かかる差別的取扱いをもって、直ちに合理的根拠を欠くものと断ずることはできない。そして、尊属に対する傷害致死に関する法定刑を無期又は3年以上の懲役と定めたとしても、上記普遍的倫理の維持という立法目的達成のために必要な限度を逸脱しているとはいえないから、合理的根拠に基づく差別的取扱いであり、憲法14条1項に違反するものではない。

○ (裁2013)

【判例】 国籍法3条1項違憲判決（最大判平20. 6. 4）		96頁
● 1 旧国籍法3条1項の立法目的には合理的な根拠（合理性）があるか	国般★	
● 2 旧国籍法3条1項の立法目的達成の手段には合理的関連性があるか	国般★★ 国専★★ 裁★★★★	
● 3 国籍法3条1項は憲法14条1項に違反するか	国般★★ 国専★★ 裁★★★★	
解説	発展	
本判決は、旧国籍法3条1項を違憲としたうえで、父の生後認知と国籍取得届をもって子が日本国籍を取得することを認めた。⑧		

⑧ 日本国民である父の嫡出でない子について、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得したことを届出による日本国籍取得の要件とする国籍法の規定は、父母の婚姻及び嫡出子たる身分の取得を要件としている部分が憲法第14条第1項に違反し、無効である。しかし、そのことから日本国民である父の嫡出でない子が認知と届出のみによって日本国籍を取得し得るものと解することは、裁判所が法律に定めない新たな国籍取得の要件を創設するという立法作用を行うことになるから、許されない。

×（国般2018）「裁判所が法律に定めない新たな国籍取得の要件を創設するという立法作用を行うことになるから、許されない」という部分が誤り。

[判例] 非嫡出子相続分規定事件（最大決平25. 9. 4）		97頁
● 1 本件規定は憲法14条1項に違反するか	国般★ 国専★ 裁★ 区★	
● 2 平成13年から12年経過した現在までに行われた遺産分割は、本決定の影響を受けるのか	国般★	

[判例] 再婚禁止期間の合憲性（最大判平27. 12. 16）		99頁
● 1 本件規定の立法目的には合理性があるか	国般◇ 国専◇ ※出題はすべて判例変更前のもの。	
● 2 本件規定のうち100日の部分の立法目的達成手段には合理性があるか		
● 3 本件規定のうち100日超過部分の立法目的達成手段には合理性があるか		

[判例] 夫婦同氏規定の合憲性（最大判平27. 12. 16）		101頁
● 民法750条の規定は、憲法14条1項に違反しないか	裁★★	

〈事案〉

①Xが出生の届出をしたが、②戸籍法49条2項1号所定の届書の記載事項である嫡出子又は嫡出でない子の別を記載しなかったため、世田谷区長により上記届出が受理されず、子に係る戸籍及び住民票の記載がされなかった。Xは、同号の規定のうち届書に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載すべきものと定める部分は憲法14条1項に違反するものであるなどと主張した。

①子の出生届の提出

X → 役所

②嫡出子又は嫡出でない子の別を記載していないので不受理

〈判旨〉

●◎ 戸籍法49条2項1号は憲法14条1項に違反しないか 裁★

⇒違反しない（合憲）。

理由 本件規定は、戸籍事務を管掌する市町村長の事務処理の便宜に資するものとして、出生の届出に係る届書に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載すべきことを定めているにとどまるから、**本件規定それ自体によって、嫡出でない子について嫡出子との間で子又はその父母の法的地位に差異がもたらされるものとはいえない。**

結論 本件規定は、嫡出でない子について嫡出子との関係で不合理な差別的取扱いを定めたものとはいえず、**憲法14条1項に違反するものではない。**◎

参照条文 戸籍法49条2項1号

第49条② 届書には、次の事項を記載しなければならない。

一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別。

◎ 戸籍法49条2項1号が、出生の届出に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載を求めていることは、嫡出でない子について嫡出子との間に事実上の差異をもたらすものであるから、不合理な差別的取扱いとして憲法14条1項に違反する。

×（裁2017）「不合理な差別的取扱いとして憲法14条1項に違反する」が誤り。

③ 選挙関係に関する最高裁判例

[判例] 衆議院議員定数不均衡訴訟（最大判昭51.4.14）		102頁
●1 投票価値の平等が憲法上保障されるか	国般◇ 国専★ 裁★	
●2 投票価値の平等は絶対的基準か	国般★ 国専★	
●3 議員定数配分規定の合憲性の判断基準は	国専◇ 裁★★ 区★	
●4 本件議員定数配分規定は憲法違反か	区★	

● 5 違憲となるのは、本件議員定数の配分規定の一部の選挙区についてなのか全体なのか	
● 6 本件議員定数配分規定の下での本件選挙の効力は	国般★ 国専◇

発展 判例の投票価値の較差の数字的基準について、衆議院で3倍程度、参議院で6倍程度が違憲状態とされ则认为られてきた。しかし、平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙の最大較差2.304倍（最大判平23.3.23）、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙の最大較差2.129倍（最大判平27.11.25）では、**違憲状態であると判断している**。

[判例] 参議院議員定数不均衡事件（最大判平24.10.17）	発展	105頁
――― 〈事案〉 ―――		
平成22年7月施行の参議院議員通常選挙（以下、本件選挙）では、その議員定数配分について最大較差5.004倍が生じた。そこで、東京都の選挙人が選挙無効訴訟を提起した。		
――― 〈判旨〉 ―――		
● ㉔ 参議院議員の選挙に関して、参議院の独自性などから、投票価値の平等の要求が後退を求められて よいか 国般◇		
⇒投票価値の平等の要請が後退してよいとする理由はない。		
理由 憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、		
結論 参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。㉔		
―――		
解説 判例は、本件選挙は、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたが（＝違憲状態）、本件選挙までの間に定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、定数配分規定が憲法14条1項等に違反するに至っていたということはできないとしている。		

- ㉔ 参議院議員の選挙に関して、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところとその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない。

○（国般2010）

〈事案〉

昭和56年に行われた東京都議会議員選挙では、その議員定数配分について、東京特別区（23区）内における議員1人あたりの人口比率較差は最大1対5.15、東京都全体（島部は除く）では1対7.45であった。そこで、江戸川区の有権者らは、かかる不均衡がある中で行われた都議会議員選挙は憲法前文、14条1項、15条1項・3項、44条但書、93条1項、公職選挙法15条7項に違反するとして、東京都選挙管理委員会に対し選挙無効の申立てを行ったが、却下されたため提訴した。

〈判旨〉

●㊦ 地方公共団体の議会の議員の選挙にも投票価値の平等が要求されるのか 国般◇ 裁★

⇒投票価値の平等が強く要求される。

結論 地方公共団体の議会の議員の選挙に関し、当該地方公共団体の住民が選挙権行使の資格において平等に取り扱われるべきであるにとどまらず、その選挙権の内容、すなわち投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは、憲法の要求するところであると解すべきであり、このことは当裁判所の判例（前掲昭和51年4月14日大法廷判決）の趣旨とするところである。

そして、公選法15条7項は、憲法の右要請を受け、地方公共団体の議会の議員の定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求していることが明らかである。㊦

●㊦ 条例により制定される定数配分規定について、投票価値との関係で公職選挙法上の問題が生じるのか 国専（財務）★

⇒生じる（公職選挙法違反の問題が生じる）。

基準 定数配分規定の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存し、あるいは、その後の人口の変動により右不平等が生じ、それが地方公共団体の議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんじやくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや地方公共団体の議会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、

結論 これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、公選法157条7項違反と判断されざるを得ないものというべきである。㊦

㊦ 地方公共団体の議会の議員の定数配分については、選挙制度の仕組み、是正の技術的限界などからすれば、人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して、投票価値の平等の要求が一定の譲歩、後退を免れない。

×（裁2017）「投票価値の平等の要求が一定の譲歩、後退を免れない」が誤り。

㊦ 地方公共団体の議会は、条例で定数配分規定を定めるに当たり、人口比例により算出される数に地域間の均衡を考慮した修正を加えて選挙区別の定数を決定する広範な裁量を有するため、その定数配分規定について、公職選挙法上の問題が生ずることはないとするのが判例である。

×（財2020）「その定数配分規定について、公職選挙法上の問題が生ずることはないとするのが判例である」が誤り。

④ 公職関係に関する最高裁判例

[判例] 香川県職員退職手当条例事件（最判平12. 12. 19）

発展

105頁

〈事案〉

自動車事故により執行猶予付禁錮刑に処せられた地方公務員が失職し、条例の規定より退職金が支給されなかった。そこで、かかる条例が憲法14条に違反するとして争った。なお、県の退職手当条例6条1項2号は、地方公務員が執行猶予付禁錮刑に処せられた場合には退職金を支給しないと定めている。

〈判旨〉

●◎ 県の退職手当条例は、憲法14条1項に違反しないか 区◇

⇒憲法14条1項に違反しない。

理由 条例6条1項2号の前記目的（退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持し、もって公務に対する住民の信頼を確保すること）には合理性があり、同号所定の退職手当の支給制限は右目的に照らして必要かつ合理的なものというべきであって、地方公務員を私企業労働者に比べて不当に差別したものとはいえないから、

結論 同号が憲法13条、14条1項、29条1項に違反するものでないことは、当裁判所の前記各大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。◎

◎ 最高裁判所の判例は、禁固以上の刑に処されたため地方公務員法の規定により失職した者に対して一般の退職手当を支給しない旨を定めた香川県職員退職手当条例の規定は、私企業労働者に比べて不当に差別しているとして、無効であるとした。

×（区2010改題）「私企業労働者に比べて不当に差別しているとして、無効であるとした」が誤り。

[判例] 管理職選考受験資格等確認請求事件（最大判平17. 1. 26）

発展

24頁

第1章②④外国人を参照。⑪ 区★

⑪ 最高裁判所の判例は、地方公務員に採用された外国人から管理職選考の受験の機会を奪うことは、外国籍職員の管理職への昇任のみちを閉ざすものであり、法の下の平等に違反する違法な措置であるとした。

×（区平2010改題）「法の下の平等に違反する違法な措置であるとした」が誤り。

⑤ 租税関係に関する最高裁判例

[判例] サラリーマン税金訴訟（最大判昭60. 3. 27）		106頁
● 1 所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は憲法14条に違反しないか	国般◇ 国専★★★★ 裁★★	
● 2 給与所得における控除制度（概算控除制度）は、憲法14条に違反しないか	国般◇ 国専★ 区★★	
● 3 所得の捕捉率の較差は、憲法14条に違反しないか	国専★ 区★	

⑥ 社会的給付関係に関する最高裁判例

[判例] 堀木訴訟（最大判昭57. 7. 7）		108頁
● 本件併給調整条項により併給を禁止することは、憲法14条に違反しないか	国般◇ 国専★★★★ 裁◇ 区★	

[判例] 台湾人戦死傷補償請求事件（最判平4. 4. 28）		発展	108頁
――― 〈事案〉 ―――			
戦傷病者戦没者遺族等援護法は、旧軍人等への恩給等の支給において日本国籍を持たない者を適用除外していた。そこで、旧日本軍の軍人として戦死傷した台湾住民ら（戦時中は日本国籍を有していたが、戦後喪失）がかかる国籍要件は憲法14条に反するとして日本政府に対し補償を求めた。			
――― 〈判旨〉 ―――			
● ① 台湾住民である軍人軍属が援護法及び恩給法の適用から除外するのは、憲法14条に違反しないか 区◇⇒違反しない（合憲）。			
理由 以上の経緯に照らせば、台湾住民である軍人軍属が援護法及び恩給法の適用から除外されたのは、台湾住民の請求権の処理は日本国との平和条約及び日華平和条約により日本国政府と中華民国政府との特別取極の主題とされたことから、台湾住民である軍人軍属に対する補償問題もまた両国政府の外交交渉によって解決されることが予定されたことに基づくものと解されるのであり、そのことには十分な合理的根拠があるものというべきである。			
結論 したがって、本件国籍条項により、日本の国籍を有する軍人軍属と台湾住民である軍人軍属との間に差別が生じているとしても、それは右のような根拠に基づくものである以上、本件国籍条項は、憲法14条に関する前記大法院判例の趣旨に徴して同条に違反するものとはいえない。①			

- ① 台湾住民である軍人軍属が戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法の適用から除外されたのは、台湾住民の請求権の処理は日本国との平和条約及び日華平和条約により、両国政府の外交交渉によって解決するとされたためであり、日本国籍をもつ軍人軍属との間に差別が生じていても、憲法に違反しないとした。

○（区2010）

[判例] 塩見訴訟（最判平1.3.2）	発展	108頁
―― 〈事案〉 ―――		
第1章②④外国人参照。		
―― 〈判旨〉 ―――		
●① 昭和年11月1日より後に帰化によって日本国籍を取得した者に対し国民年金法81条1項の障害福祉年金の支給をしないことが、憲法14条1項の規定に違反するか 国専◇ ⇒違反しない（合憲）。		
理由 国民年金法81条1項の障害福祉年金の給付に関しては、廃疾の認定日に日本国籍がある者とそうでない者との間に区別が設けられているが、前示のとおり、右障害福祉年金の給付に関し、自国民を在留外国人に優先させることとして在留外国人を支給対象者から除くこと、また廃疾の認定日である制度発足時の昭和34年11月1日において日本国民であることを受給資格要件とすることは立法府の裁量の範囲に属する事柄というべきであるから、		
結論 右取扱いの区別については、その合理性を否定することができず、これを憲法14条1項に違反するものということとはできない。①		

① 障害福祉年金の給付に関し、自国民を在留外国人に優先させて在留外国人を支給対象者から除くことは、法の下での平等を規定した憲法第14条、生存権を保障した憲法第25条に違反し許されないとするのが判例である。 ×（労2001）「法の下での平等を規定した憲法第14条、生存権を保障した憲法第25条に違反し許されないとするのが判例である」が誤り。	
---	--

[判例] 学生無年金訴訟（最判平19.10.9）	109頁
● 20歳以上の学生について、国民年金の強制加入被保険者にするなどの措置を講じなかったことは、憲法25条、憲法14条に違反しないか。	国般◇ 国専★

⑦ 地方自治法関係に関する最高裁判例

[判例] 東京都売春取締条例事件（最大判昭33.10.15）	110頁
● 地方公共団体が各別に条例を制定することによる差別は違憲か	国般◇ 国専★ 裁★ 区★★★★
解説 発展 条例で罰則（懲役刑を含む）を設けることの可否を直接判示していないが、上記の判旨からは条例制定権（憲法94条、地方自治法14条5項）に反しない限り憲法14条1項違反とはならない。㊞	

- ㊦ 罰則のうち懲役刑は、直接身体への拘束を伴うものであり、地域によって取扱いに差異が生じてはならないから、全国にわたり画一的な効力を持つ法律によって定められるべきであり、条例において違反者に対して懲役刑を科すことを定めることは、憲法第14条に違反する。
- ×（国般2002）「地域によって取扱いに差異が生じてはならないから、全国にわたり画一的な効力を持つ法律によって定められるべきであり、条例において違反者に対して懲役刑を科すことを定めることは、憲法第14条に違反する」が誤り。

〔判例〕 福岡県青少年保護育成条例事件（最大判昭60. 10. 23）

発展

110頁

〈事案〉

条例違反により有罪判決を受けた者が、地域により規制上の差異があるのは、憲法14条に違反するとして争った。

〈判旨〉

●㊦ 青少年に対する淫行につき地域により規制上差異があるのは、憲法14条に違反しないか 裁★
⇒14条に違反しない（合憲）。

結論 地方公共団体が青少年に対する淫行につき規制上各別に条例を制定する結果その取扱いに差異を生ずることがあっても憲法14条の規定に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判例（昭和33年10月15日判決）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がない。㊦

㊦ それぞれの地方公共団体が青少年に対する淫行につき各別に異なる内容の条例を制定して規制することは、地域による不平等を生み出すこととなるから、憲法14条1項に違反する。

×（裁2013）「地域による不平等を生み出すこととなるから、憲法14条1項に違反する」が誤り。

⑧ 外国人に関連する最高裁判例

〔判例〕 指紋押捺義務を内容とする外国人登録制（最判平7. 12. 15）

発展

111頁

第1章②㊦外国人を参照。㊦ 財・労★

㊦ 在留外国人を対象とする指紋押捺制度は、戸籍制度のない外国人の人物特定を目的として制定されたものであるが、他の手段で代替することが可能であり、その内容・方法にかかわらず、日本人と異なる取扱いをすることにつき合理性が認め難いため、憲法第14条第1項に違反する。

×（財労2013）「他の手段で代替することが可能であり、その内容・方法にかかわらず、日本人と異なる取扱いをすることにつき合理性が認め難いため、憲法第14条第1項に違反する」が誤り。

問題編
基本問題

第 1 回	人権享有主体性						裁：2014 年	正答率	82.8%
No. 1	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A	

外国人の人権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法第13条の趣旨に反して許されず、また、その自由の保障は、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶ。
- イ．政治活動の自由については、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対してもその保障が及ぶ。
- ウ．外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はなく、外国への移住が後にわが国へ帰国ないし再入国することを前提としていることからすれば、わが国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。
- エ．社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、できる限りその保障を及ぼすべきであって、自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されない。
- オ．憲法第93条第 2 項は、わが国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙の権利を保障したものと解される。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. エ、オ
5. ウ、オ

第1回	人権享有主体性						国般：2013年		正答率	92.2%
No. 2	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /				頻出度	A

法人及び外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用され、また、同章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。
- イ．法人は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有し、公益法人であり強制加入団体である税理士会が、政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付するために会員から特別会費を徴収することを多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けた上、当該寄付を行うことも、当該寄付が税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものである場合は、税理士会の目的の範囲内の行為として認められる。
- ウ．会社が、納税の義務を有し自然人たる国民と等しく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はないが、会社による政治資金の寄付は、その巨大な経済的・社会的影響力に鑑みると、政治の動向に不当に影響を与えるおそれがあることから、自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるといえる。
- エ．政治活動の自由に関する憲法の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動など外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても及ぶことから、法務大臣が、憲法の保障を受ける外国人の政治的行為を、在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることは許されない。
- オ．地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするものについては、原則として日本国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきであり、外国人が就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

第1回	人権享有主体性					裁：2006年	正答率	92.7%
No. 3	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	A

外国人の人権享有主体性に関する次のA～Cの記述の正誤の組合せとして最も適当なのはどれか（争いがあるときは、判例の見解による。）。

- A. 公務員を選定罷免する権利は、その性質上、国民にのみ認められる権利であり、外国人には憲法上の保障が及ばないから、法律をもって、地方公共団体の長や議会の議員に対する選挙権を永住者である定住外国人に付与する措置を講ずることは、憲法上許されない。
- B. 出国の自由は、その性質上、外国人にも保障が及ぶが、出国は、一般的には当然に帰国を前提とするものであるから、一度入国を許可された外国人には、憲法上、再入国の自由もまた保障される。
- C. 政治活動の自由は、外国人の地位にかんがみ認めることが相当でないと解されるものを除き、外国人にも保障されるが、人権の保障は外国人の在留制度の枠内で与えられるにすぎないから、在留期間の更新の際に、在留期間中の外国人の行為を消極的な事情として考慮されないことまで保障されるわけではない。

- | | | | |
|----|---|---|---|
| | A | B | C |
| 1. | 誤 | 誤 | 誤 |
| 2. | 誤 | 正 | 誤 |
| 3. | 誤 | 誤 | 正 |
| 4. | 正 | 正 | 誤 |
| 5. | 正 | 誤 | 正 |

第2回	私人間効力					裁：2006年		正答率	84.1%
No. 4	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		B	

憲法の私人間効力に関するA説及びB説についてのア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

【A説】憲法の人権規定は、私人間においても直接適用される。

【B説】憲法の人権規定は、私人間においては民法第90条の公序良俗規定のような私法の一般条項を媒介にして間接的に適用される。

ア．A説によれば、私人相互間の関係においては、憲法の人権規定の効力が当該関係のもつ性質の違いに応じて相対化されることになる。

イ．A説は、国家類似の巨大な組織・集団が誕生している現代社会においては、それらの社会的権力から個人の人権を保障する必要性が高いことをより重視している。

ウ．B説に対しては、当事者の合意や契約の自由は最大限に尊重されなければならないから妥当ではないとA説の立場から批判がなされている。

エ．B説によれば、当然に、憲法上のいかなる人権規定も、私人間において直接適用されることはないことになる。

オ．A説に対しては、国家権力に対抗する人権の本質を変質ないし希薄化する結果を招くおそれがあるとの指摘がなされている。

1. ア, ウ
2. ア, エ
3. イ, エ
4. イ, オ
5. ウ, オ

第2回	私人間効力					裁：2014年		正答率	66.9%
No. 5	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		B	

人権保障規定の私人間効力に関する次のA・B各説についてのア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか。

A説 人権保障規定が私人間においても直接適用される。

B説 民法第90条のような私法の一般条項を媒介として、人権保障規定を私人間において間接的に適用する。

- ア．A説は、人権保障規定を私人間に直接適用することで、私的自治の原則や契約自由の原則がより保障されることになると考えている。
- イ．A説は、私人間における人権保障規定の相対化を認めた場合には、B説と實際上異ならない結果になると批判される。
- ウ．B説は、私人間に直接適用される人権保障規定はないと考えている。
- エ．B説は、人権が、本来、「国家からの自由」として、国家権力に対抗する防御権であったという本質を無視していると批判される。
- オ．判例は、思想・良心の自由を規定する憲法第19条について、私人間を直接規律することを予定するものではないとして、A説を否定している。

1. ア, エ
2. イ, オ
3. ア, ウ, オ
4. イ, ウ, エ
5. イ, エ, オ

第2回	幸福追求権					裁：2008年		正答率	95.0%
No. 6	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		A	

憲法第13条に関する次のA～Cの記述について、判例の見解に基づいた場合の正誤の組合せとして最も適当なのはどれか。

- A. 前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するが、弁護士会は、弁護士法に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされているから、市区町村長が、弁護士会から特定の人の前科及び犯罪経歴の照会を受け、これらの事項を報告することは、照会の必要性の有無にかかわらず、許容されるものと解すべきである。
- B. 個人の私生活上の自由として、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するというべきであるが、警察官が個人の容ぼう・姿態を撮影することは、現に犯罪が行われ又は行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意や裁判官の令状の有無にかかわらず、許容されるものと解すべきである。
- C. 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の氏名・住所等の情報は、プライバシーに係る情報ではあるが、基本的には個人の識別などのための単純な情報にとどまるものであって、思想信条や結社の自由等とは無関係であり、他人に知られたくないと感ずる程度の低いものであるから、当該大学が、講演者の警護に万全を期するため、事前に当該学生の承諾を得ることなく、これらの情報を警察に開示することは、その承諾を求めることが困難であったか否かにかかわらず、許容されるものと解すべきである。

	A	B	C
1. 正	正	誤	
2. 誤	誤	誤	
3. 正	誤	正	
4. 誤	正	誤	
5. 誤	誤	正	

第2回	幸福追求権					裁：2015年	正答率	93.0%
No. 7	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	A

プライバシーの権利に関する次のア～オの記述のうち適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼうを撮影されない自由を有するものであるから、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影するなど正当な理由がある場合であっても、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼうが含まれることは許されない。
- イ．学生の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような個人情報についても、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるから、学生に無断で外国要人の講演会への参加申込名簿を警察に提出した大学の行為はプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。
- ウ．小説の出版等によるプライバシー侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときであっても、小説の出版等の差止めを認めることは憲法第21条第1項に反し許されない。
- エ．前科は、人の名誉、信用に関わる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科をみだりに漏えいしてはならない。
- オ．個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは憲法第13条の趣旨に反して許されず、これを強制する外国人登録法の規定は違憲である。

1. ア、イ
2. イ、エ
3. イ、エ、オ
4. ア、ウ、オ
5. ウ、エ、オ

第2回	幸福追求権					財：2017年		正答率	89.0%
No. 8	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		A	

生命、自由及び幸福追求権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないとするのが判例である。
- イ．肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、人格権に由来する権利の一内容を構成するとするのが判例である。
- ウ．前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接に関わる事項ではあるが、刑事裁判における量刑や選挙資格など法律関係に直接影響を及ぼす場合が少なくない以上、前科及び犯罪経歴のある者がこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するとまではいえないとするのが判例である。
- エ．憲法第13条により保障される幸福追求権の意味について、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体をいうと解する立場によれば、個人の自由な行為という意味での一般的行為の自由が侵害されても、憲法上問題となることはない。
- オ．個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有しており、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反し許されないとするのが判例である。

1. ア、イ
2. イ、オ
3. ウ、エ
4. ア、イ、オ
5. ウ、エ、オ

第2回	幸福追求権					裁：2011年		正答率	74.6%
No. 9	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

次の文章は、犯罪捜査のために個人の容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を写真撮影することが憲法に違反するかという点に関する最高裁判所の判決の理由の一部である（原文縦書き）。次のア～オの文章を正しい順に並べ替えて、A～Eの空欄に入れるとき、A及びCの空欄に入る文章の組合せとして、最も適当なのはどれか。

「憲法13条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。

そして、（A）
 しかしながら、（B）
 そして、（C）
 そこで、（D）
 すなわち、（E）」

ア. 犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから（警察法2条1項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。

イ. 個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。

ウ. その許容される限度について考察すると、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影を規定した刑法218条2項のような場合のほか、次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。

エ. 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。

オ. 現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつても、憲法13条、35条に違反しないものと解すべきである。

A C A C A C A C A C
 1. エ ア 2. エ ウ 3. イ ア 4. ア ウ 5. ア エ

第2回	幸福追求権					裁：2021年		正答率	93.0%
No. 10	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		A	

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．個人の私生活上の自由として、何人もその承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することから、警察官が正当な理由もないのに個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反する。
- イ．大学が講演会を主催する際に集めた参加学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、個人の内心に関する情報ではなく、大学が個人識別を行うための単純な情報であって、秘匿の必要性が高くはないから、プライバシーに係る情報として法的保護の対象にならない。
- ウ．前科は人の名誉信用に直接関わる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法的保護に値する利益を有するが、「裁判所に提出するため」との照会理由の記載があれば、市区町村長が弁護士法に基づく照会に応じて前科を報告することは許される。
- エ．行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していなくとも、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

第2回	基本的人権の限界					税・財・労：2015年	正答率	93.0%
No. 11	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度	A	

基本的人権の限界に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 公務員も憲法第28条にいう勤労者に当たり、原則として労働基本権の保障を受け、ただその担当する職務の内容に応じて、私企業における労働者とは異なる制限を受けるにすぎないから、その制限は合理性の認められる必要最小限度のものにとどめられなければならない、その制限違反に対して刑事罰を科すことは許されない。
2. 公務員の政治活動の自由の制限は、公務員の職務上の地位やその職務内容、行為の具体的態様を個別的に検討し、その行為によってもたらされる弊害を除去するための必要最小限度の制限が許されるにすぎず、その制限違反に対して刑事罰を科すことは許されない。
3. 未決勾留により拘禁されている者にも意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞、図書等の閲読の自由が憲法上認められるが、閲読を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがある場合には、当該閲読の自由を制限することができる。
4. 企業者が特定の思想、信条を有する者をそのことを理由として雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法としたり、直ちに民法上の不法行為とすることはできない。
5. 国公立大学においては、その設置目的を達成するために学則等を一方的に制定し、学生を規律する包括的権能が認められるが、私立大学においては、そのような包括的権能は認められず、同様の行為を行うことは、社会通念に照らして合理的と認められる範囲を超え許されない。

第2回	法の下の平等					税・労：2010年 改題	正答率	96.6%
No. 12	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度	A	

法の下の平等に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 尊属を卑属又はその配偶者が殺害することをもって刑の加重要件とする規定を設けることは、人格の平等を否定する不合理な差別に当たり、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
2. 給与所得の課税規定は、給与所得の計算に当たり必要経費の実額控除を認めず、また、給与所得者と事業所得者の間において、所得の捕捉率に較差を生じさせている以上、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
3. 年金と手当の併給禁止規定により、障害福祉年金受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関し差別が生じることは、児童扶養手当が母子福祉年金の補完として創設された立法経緯にかんがみれば不合理な差別であり、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
4. 憲法に定める法の下の平等とは、もっぱら国又は地方公共団体と国民の関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないから、民間企業が就業規則において専ら女子であることのみを理由として男子より定年年齢を低く定めることは、合理的な取扱いとして許される。
5. 民法が、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定めることは、現在においては、社会の動向、家族形態の多様化、国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢、条約の内容、法制審議会の指摘等にかんがみ、また、子の尊重の観点からみても、合理的な根拠は失われており、憲法第14条第1項に違反する。

第2回	法の下での平等					区：2014年		正答率	96.7%
No. 13	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

日本国憲法に規定する法の下での平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 児童扶養手当は、児童の養育者に対する養育に伴う支出についての保障である児童手当法所定の児童手当と同一の性格を有するものであり、受給者に対する所得保障である点において、障害福祉年金とは性格を異にするため、児童扶養手当と障害福祉年金の併給調整条項は憲法に違反して無効であるとした。
2. 旧所得税法が給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた目的は、給与所得者と事業所得者等との租税負担の均衡に配慮したものであるが、給与所得者と事業所得者等との区別の態様が正当ではなく、かつ、著しく不合理であることが明らかなため、憲法の規定に違反するとした。
3. 会社がその就業規則中に定年年齢を男子60歳、女子55歳と定めた場合において、少なくとも60歳前後までは男女とも通常の職務であれば職務遂行能力に欠けるところはなく、会社の企業経営上定年年齢において女子を差別する合理的理由がないときは、当該就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして無効であるとした。
4. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されるが、その結果生じた各条例相互間の差異が合理的なものと認められて始めて合憲と判断すべきであり、売春取締に関する法制は、法律によって全国一律に、統一的に規律しなければ憲法に反するとした。
5. 信条による差別待遇を禁止する憲法の規定は、国または地方公共団体の統治行動に対する個人の基本的な自由と平等を保障するだけでなく、私人間の関係においても適用されるべきであり、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒むことは、当然に違法であるとした。

第2回	法の下平等					財：2016年		正答率	95.0%
No. 14	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		A	

憲法第14条第1項に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とすることは、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことになり許されないから、憲法第14条第1項に反し違憲である。
- イ．尊属殺重罰規定は、尊属を卑属又はその配偶者が殺害することを一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より厳重に処罰し、もって特にこれを禁圧しようとするものであるが、普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人であることを理由に差別的取扱いを認めること自体が憲法第14条第1項に反し違憲である。
- ウ．日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、出生後に認知されたにとどまる子と嫡出子たる身分を取得した子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法第14条第1項に反し違憲である。
- エ．租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様がその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法第14条第1項に反し違憲であるとはいえない。
- オ．年金と児童扶養手当の併給禁止規定は、障害福祉年金（当時）の受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであり、憲法第14条第1項に反し違憲である。

1. ア, ウ
2. イ, オ
3. ア, ウ, エ
4. イ, ウ, エ
5. ア, イ, エ, オ

第2回	法の下の平等					区：2018年	正答率	93.0%
No. 15	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

日本国憲法に規定する法の下の平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 旧所得税法が必要経費の控除について事業所得者等と給与所得者との間に設けた区別は、所得の性質の違い等を理由としており、その立法目的は正当なものであるが、当該立法において採用された給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた区別の態様は著しく不合理であることが明らかのため、憲法に違反して無効であるとした。
2. 尊属の殺害は、通常の殺人に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けて然るべきであるため、法律上、刑の加重要件とする規定を設けることは、ただちに合理的な根拠を欠くものとすることはできないが、尊属殺の法定刑について死刑又は無期懲役刑のみに限っている点は、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法に違反して無効であるとした。
3. 法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないが、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別することは、立法府の裁量権を考慮すれば、相続が開始した平成13年7月当時において、憲法に違反しないとした。
4. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期され、憲法自ら容認するところであると解すべきであるが、その結果生じた各条例相互間の差異が合理的なものと認められて始めて合憲と判断すべきであり、売春取締に関する法制は、法律によって全国一律に統一的に規律しなければ、憲法に違反して無効であるとした。
5. 選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるが、最大較差1対4.99にも達した衆議院議員選挙当時の衆議院議員定数配分規定は、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、憲法に違反しないとした。

第2回	法の下平等					裁：2018年			正答率	86.0%
No. 16	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度			A	

法の下平等に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も妥当なものはどれか。

- ア．判例は、被害者が尊属であることを類型化して刑の加重要件とする規定を設ける差別的取扱い、その加重の程度を問わず合理的な根拠を欠くものであり憲法第14条第1項に反するとした。
- イ．判例は、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、具体的に採用された区別の態様が目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性は否定されないとしている。
- ウ．判例は、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かをもって日本国籍取得の要件に区別を生じさせることについて、国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らすと合理的な理由のない差別に至っているとして、憲法第14条第1項に反するとした。

ア イ ウ

1. 正 正 正
2. 正 誤 正
3. 正 誤 誤
4. 誤 正 正
5. 誤 正 誤

第2回	法の下の平等						裁：2021年	正答率	82.0%
No. 17	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／			頻出度	A

法の下の平等に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も妥当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．被害者が尊属であることを加重要件とする規定を設けること自体は直ちに違憲とはならないが、加重の程度が極端であって、立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化し得る根拠を見出し得ないときは、その差別は著しく不合理なものとして違憲となる。
- イ．日本国籍が重要な法的地位であるとともに、父母の婚姻による嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によっては変えられない事柄であることから、こうした事柄により国籍取得に関して区別することに合理的な理由があるか否かについては、慎重な検討が必要である。
- ウ．夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法第750条は、氏の選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況に鑑みると、性別に基づく法的な差別的取扱いを定めた規定であるといえる。

- | | | | |
|----|---|---|---|
| | ア | イ | ウ |
| 1. | 正 | 正 | 誤 |
| 2. | 正 | 誤 | 正 |
| 3. | 正 | 誤 | 誤 |
| 4. | 誤 | 正 | 誤 |
| 5. | 誤 | 正 | 正 |

第2回	法の下での平等					裁：2019年	正答率	91.4%
No. 18	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下での平等に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．憲法第14条第1項は、合理的理由のない区別を禁止する趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる区別は許されるが、憲法第14条第1項後段に列挙された事由による区別は例外なく許されない。
- イ．判例は、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称することを定める民法第750条について、同条は、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねており、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないものの、氏の選択に関し、これまでは夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況にあることに鑑みると、社会に男女差別的価値観を助長し続けているものであり、実質的平等の観点から憲法第14条第1項に違反するものとした。
- ウ．判例は、衆議院議員の選挙における投票価値の格差の問題について、定数配分又は選挙区分割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否かを検討した上、そのような状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされず定数配分規定又は区割り規定が憲法の規定に違反するに至っているか否かを検討して判断を行っている。
- エ．判例は、男性の定年年齢を60歳、女性の定年年齢を55歳と定める就業規則は、当該会社の企業経営上の観点から、定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められないときは、性別のみによる不合理な差別に当たるとした。
- オ．憲法第14条第1項の「社会的身分」とは、自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位というように狭く解されており、高齢であることは「社会的身分」には当たらない。

1. ア、エ
2. イ、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

第2回	法の下での平等					国般：2006年 改題	正答率	77.3%
No. 19	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下での平等に関するア～オの記述うち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．尊属を卑属又はその配偶者が殺害することは、通常の殺人の場合に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けてしかるべきであるとして、法律上、普通殺のほかには尊属殺という特別の罪を設け、その刑を加重することは、かかる差別的取扱いをもって直ちに合理的な根拠を欠くものと断ずることができ、憲法第14条第1項に違反する。
- イ．非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定について、従来は立法目的が合理的であること及び目的と手段の間に合理的関連性が認められるとして合憲とされていたが、現代においては、立法府の裁量権を考慮しても嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており、憲法第14条第1項に違反する。
- ウ．会社がその就業規則中に定年年齢を男性60歳、女性55歳と定めた場合において、会社における女性従業員の担当職種、男女従業員の勤続年数、高齢女性労働者の労働能力等諸般の事情を検討した上で、会社の企業経営上定年年齢において女性を差別しなければならない合理的理由が認められないときは、当該就業規則中女性の定年年齢を男性より低く定めた部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして憲法第14条第1項に違反する。
- エ．憲法第94条が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることではあるが、売春の取締りに関する条例については、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持を図る要請からその内容を全国的に一律にする必要があるため、地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、その規制内容に差別を生ずることは、憲法第14条第1項に違反する。
- オ．租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないというべきであり、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が当該目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. ウ、エ

第2回	法の下平等						国般：2016年	正答率	73.0%
No. 20	1: /	2: /	3: /	4: /	5: /			頻出度	B

憲法第14条に関する教授の質問に対して、学生A～Eのうち、妥当な発言をした学生のみを全て挙げているのはどれか。

教授：今日は、法の下平等を定めた憲法第14条の文言の解釈について学習しましょう。同条第1項は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定していますが、同項にいう「法の下に平等」とはどのような意味ですか。

学生A：同項にいう「法の下に平等」とは、法を執行し適用する行政権・司法権が国民を差別してはならないという法適用の平等のみを意味するのではなく、法そのものの内容も平等の原則に従って定立されるべきという法内容の平等をも意味すると解されています。

学生B：また、同項にいう「法の下に平等」とは、各人の性別、能力、年齢など種々の事実に・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うことを意味すると解されています。したがって、恣意的な差別は許されませんが、法上取扱いに差異が設けられる事項と事実に・実質的差異との関係が社会通念から見て合理的である限り、その取扱上の違いは平等原則違反とはなりません。

教授：では、同項にいう「信条」とはどのような意味ですか。

学生C：同項にいう「信条」が宗教上の信仰を意味することは明らかですが、それにとどまらず、広く思想上・政治上の主義、信念を含むかについては、ここにいう信条とは、根本的なものの考え方を意味し、単なる政治的意見や政党的所属関係を含まないとして、これを否定する見解が一般的です。

教授：同項にいう「社会的身分」の意味についてはどうですか。

学生D：社会的身分の意味については、見解が分かれており、「出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位」であるとする説や、「広く社会においてある程度継続的に占めている地位」であるとする説などがありますが、同項後段に列挙された事項を限定的なものと解する立場からは、後者の意味と解するのが整合的です。

教授：同項後段に列挙された事項を、限定的なものと解するか、例示的なものと解するかについて、判例の見解はどうなっていますか。

学生E：判例は、同項後段に列挙された事項は例示的なものであるとし、法の下平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべき、としています。

1. A, B, D
2. A, B, E
3. C, D, E
4. A, B, D, E
5. B, C, D, E

第2回	法の下の平等					区：2007年 改題	正答率	95.3%
No. 21	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

日本国憲法に規定する法の下の平等に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 法の下平等は、等しいものは等しく、等しくないものは等しくなく取り扱うという絶対的平等を意味するものであり、いかなる理由であっても各人に対して異なる取扱いをすることは許されない。
2. 日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を禁止しているが、これらは限定的に列挙された事由であり、その他の事由に基づく差別は法の下平等に反しない。
3. 法の下平等は、法の適用においての平等を意味するだけでなく、法の定立における平等も意味するものであり、行政と司法を拘束するのみならず、立法者をも拘束するものである。
4. 最高裁判所の判例では、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定める民法の規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものであり、このような立法理由との関連において著しく不合理であるとはいえないことから、法の下平等に反しないとした。
5. 最高裁判所の判例では、所得の性質の違い等を理由として、旧所得税法の規定が給与所得者に対し給与所得の金額の計算につき必要経費の実額控除を認めないのは、その区別の態様が立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかであるため、法の下平等に反するとした。

第2回	法の下の平等					裁：2020年	正答率	73.0%
No. 22	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

法の下の平等に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア. 憲法第14条第1項の「平等」を形式的平等と捉える考え方は、各人には性別、能力、年齢等様々な差異があり、機械的に均一に扱うことは不合理であるため、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うべきとする。
- イ. 憲法第14条第1項後段の「信条」は、宗教上の信仰を意味し、思想上・政治上の主義はここにいう「信条」には含まれない。
- ウ. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところである。
- エ. 国民の租税負担を定めるには、国政全般からの総合的政策判断と、極めて専門技術的な判断が必要となるので、租税法の分野における取扱いの区別は、立法目的が正当で、区別の態様が目的との関連で著しく不合理でない限り、憲法第14条第1項に違反しない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

正答番号一覧（憲法 1～2 回）

問題 No.	正答番号	問題 No.	正答番号
No. 1	1	No. 16	4
No. 2	2	No. 17	1
No. 3	3	No. 18	4
No. 4	4	No. 19	4
No. 5	2	No. 20	2
No. 6	4	No. 21	3
No. 7	2	No. 22	5
No. 8	4		
No. 9	1		
No. 10	2		
No. 11	4		
No. 12	5		
No. 13	3		
No. 14	3		
No. 15	2		

※実際の問題集には、正答番号と共に選択肢ごとの詳細な解説を掲載しております。